

鴻巣市教育委員会告示第 16号

鴻巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

平成30年12月17日

鴻巣市教育委員会教育長 武藤 宣夫

鴻巣市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨にのっとり、市が設置する小中学校へ就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により設置された特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した前年12月

末日時点における保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給対象者は、児童生徒の保護者とする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者及び鴻巣市就学援助支給要綱（平成19年3月16日市長決裁）に基づく就学援助費の支給を受けている者を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者については、支給対象者とすることができる。

(支弁区分)

第4条 就学奨励費の支弁区分は、次に掲げるものとし、収入額及び需要額の算定基準により決定するものとする。

- (1) 支弁区分Ⅰ 収入額が需要額の1.5倍未満の者
- (2) 支弁区分Ⅱ 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者
- (3) 支弁区分Ⅲ 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(支給対象経費)

第5条 就学奨励費の支給対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、前条第3号に該当する支給対象者については、第2号の費用に限る。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 通学費
- (3) 新入学児童生徒学用品費等
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費

(支給額)

第6条 前条に掲げる費用に係る支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）の限度額に準じ、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(収入額・需要額調書の提出)

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、毎年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒が就学する小中学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（支弁区分の決定等）

第8条 教育委員会は、前条の規定により提出された調書について審査し、支弁区分の決定を行い、その結果を校長を経由して特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第2号）により当該保護者へ通知するものとする。

（支給方法）

第9条 教育委員会は、前条の規定により支弁区分の決定を受けた保護者（以下「受給者」という。）に対し、口座振込の方法により就学奨励費を支給するものとする。ただし、受給者が就学奨励費の受給の権限を校長に委任したときは、校長はこれを直接受領することができる。

（経費明細等の提出）

第10条 校長は、第5条第5号及び第6号の支出があった場合は、経費明細のわかる書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 受給者は、第5条第1号及び第3号の支出があった場合は、領収書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 辞退したとき。
- (2) 第3条に規定する支給対象の要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が支給決定の取消が必要であると認めたとき。

（返還）

第12条 教育委員会は、前条の規定により支給決定を取り消したときは、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める

附 則

この告示は、公布の日から施行する。